

わが国戦後における最低生活費研究の系譜

小沼正

I はしがき

—戦後における最低生活費研究の概観—

およそわが国戦後における最低生活費研究の系譜、とくにその算定方式研究のそれに重点をおいてみた場合、主要な方式としてつぎの3種の方式が考えられる。

- (1) 理論生計費方式に属するマーケット・バスケット方式。
- (2) 実態生計方式に属するエンゲル法則停止方式。もっともこのより方は公認されたものではない。筆者の仮に名づけたものである。
- (3) 貨幣的方法論をこえて、肉体的・知能的・生活内容的な非貨幣的側面をもとりいれたいわゆる労研方式。

本稿においては、主としてこの3種の方式について、資料の整理という観点から、順を追って記述を進めていく予定である。

ただその前に、これらの方の研究が進められていった歴史的背景と、これらの方との関係を概観しておきたい。

周知のとおり、今次大戦直後の混乱期に当っては、わが国労働者の実質賃金のみならず国民一般の生活水準も未曾有の水準に低下したのであった。食糧不足、住宅不足その他の生活必需物資の欠乏生活、たとえば主食の遅欠配が2ヵ月内外にも及ぶという耐乏生活のうちに日々を送っていた。

一方戦後にその結成を認められ、助長されさえした労働組合の組織は急速に発展し、これら労働組合の諸要求の中心の一つとして、大幅賃金の引上げが取り上げられた。

最初の賃上げ要求は、単純に従来の賃金の何倍引上げという型のものであったが、やがて昭和21年に行われた電産の賃上げ要求は、実態生活

費調査の結果に基いて算出された、いわゆる電産型賃金体系の基礎となつたものであった。

ついで労働組合は、この飢餓的賃金からぬけ出すために、賃上げ闘争をますます重点的に行い、まず「食える」賃金、すなわち最低限の飲食物費の確保を要求したのであった。したがってこの場合の最低生活費とは、労働者の食えるだけの最低生活費ということであった。

この要求の方式の一つとして採用されたのが、(1)のマーケット・バスケット方式である。労働科学研究所すなわち労研の藤本武部長は昭和21年末、「最低生活費はどれ位か」を発表して¹⁾、この方式による最低生活費を算定されたのであるが、これを若干訂正して全官公序労組はその要求に使用している。この方式が産別会議で取上げられ、多くの労働組合の賃上げ要求に利用された。

安藤政吉氏もまた同じ頃の昭和22年に、マーケット・バスケット方式による独自の最低生活費を発表されたのであるが、それは戦時中の国民生活指導の面をうけついだ考え方をもっており、「必要」の見地という面のややうすらいだ、むしろ国民生活の目標ともいるべき性格をもっていた。それでも安藤氏の算定方式が、とくに技術面において労働組合の要求算定に役立ったことはいうまでもない。

また安藤氏の払拭しきれなかった国民生活の目標ともいるべき性格をもったものは、すでに政府側においても、物価庁のちには経済安定本部において、「標準生計費」として発表していた。

このようなマーケット・バスケット方式による「食える」賃金の要求は、時とともに盛んとなり、昭和27年秋の賃上げ要求では、19単産のうち17

1) 藤本武「最低生活費はどれ位か」『労働の科学』1巻5号、昭和21年。

までがこの方式を採用している。

しかしやがてマーケット・バスケット方式のもう一つ弱点が、後述のとおり時とともに明らかになり、やがて賃上げ闘争の基礎資料としては影がうすい存在となってしまう。

マーケット・バスケット方式は、むしろ生活保護法による保護基準の算定に利用され、この面において長く命脈を保つこととなる。この方式が、保護基準算定方式として採用されたのは、昭和23年8月の第8次改訂からであった。そしてこの算定方式は昭和36年4月の第17次改訂の方式変更にいたるまで続いている。ただ前述の労働組合の賃上げ要求の算定の場合とは、最低生活費の意味が若干異ってくると考えてよい。すなわち貧困線と考えられる一定の生活水準の高さまでを、無差別平等に金銭給付を主とする保護を与えるという考え方につながって、その貧困線である最低生活水準は、むしろ非稼働者によって構成されている世帯のそれであるべきであるという考え方方が強くなる。この考え方の可否をめぐる議論も一つの大問題であった。

つぎに(2)のエンゲル法則停止方式について述べよう。エンゲル係数を最低生活費算定に活用することは、すでに前述の電産の賃金体系においても行われており、後に述べるとおりその算定方式はむしろマーケット・バスケット方式に属するものと考えてよいものであった。そしてエンゲル係数が利用されたのは、当然のことながら生活費の実態においてエンゲル法則が妥当していることを前提としたものであった。ところがこのエンゲル法則が妥当しないのではないかということが議論されはじめてきた。戦後においては、最初に着目されたのは森田優三教授であり²⁾、昭和23年にその結果を公表されたのであった。

収入と飲食物費その他の費目別支出とのいわゆるエンゲル線を引いてみたところ、直線になると予想されていたエンゲル線は直線にはならないで、一定の収入のところで変曲し、それ以下の収入に

2) 森田優三「賃金の研究」『東洋経済講座叢書』、昭和23年。また「エンゲル法則の停止」『東洋経済新報』、昭和23年3月27日号。

おいては、支出の大きさがほぼ同様になるということである。

やがて籠山京・中鉢正美両教授も生活構造の抵抗という考え方でこの研究に乗り出され³⁾、また辻村江太郎教授⁴⁾、家本秀太郎教授⁵⁾、奥村忠雄教授⁶⁾なども、それぞれ別個に同様な考え方につながって研究を進めていかれることになった。

これらの研究成果を利用して、最低生活費の算定を行おうとするわけである。この算定方式が、筆者の仮に名づけたエンゲル法則停止方式である。

このエンゲル法則停止方式においては、中鉢教授は最低生活費を、「都市勤労者という生活類型が維持されるための限界生活費であり、したがって類型としては稼働している勤労者の世帯の最低生活費である」と定義づけ、「全国民の最低生活水準を保障すべき社会保障制度の基礎概念として、いずれがより妥当であるかはしばらくおくとして、これを在来の生活扶助基準額と比較するには、若干の調整が必要とならざるを得ない」と、両者を明確に区別し、算定の目標が都市勤労者の最低生活費であることを明らかにしておられる⁷⁾。

もっとも、貧困を、労働力の消耗に対してその再生産のための消費が不十分にしか行われない収入状態と規定し、その最低の再生産費を貧困線とみる考え方につながって、再生産るべき労働力をいかなるものとみるかという点で、労働者世帯と非稼働世帯との差を単なる程度の差と考えられる奥村教授の考え方もある⁸⁾。もちろんそのとおりであるが、しかし生活費として足りるか足らないかという保護基準論争が展開される出発点としては、むしろこの2種の最低生活費を画然と区別しておいた方がよいのではないであろうか。後にいたってこの両者相互の間の関係がむしろ問題になって

- 3) 篠山京・中鉢正美『家庭経済論』、昭和25年。
- 4) 辻村江太郎「支出拡張線について」『三田学会雑誌』42巻5・6合併号、昭和24年。
- 5) 家本秀太郎「最低生活費とエンゲル法則」『季刊理論経済学』1巻1号、昭和25年。
- 6) 奥村忠雄「生活費解説の諸問題」『大阪市大家政学部紀要』2号、昭和29年。
- 7) 中鉢正美「アフター・エフェクト仮説による最低生活水準の測定」『藤林教授還暦記念論文集』所収、昭和40年。
- 8) 奥村忠雄「日本の貧困調査研究」『講座社会保障』第1巻、昭和34年。

くるものとみてよい。

それにしても、このエンゲル法則停止の現象は、戦争直後の国民生活の総体的な窮乏の時代には、単に低収入の階層においてのみでなく、かなり広範な階層に現れたものであった。やがて経済復興の進捗とともに昭和 25 年ごろには、この現象そのものは、国民各階層のなかでも低い部分での特殊な現象として明確にそのもつ階層的意味が明らかにされていった。

しかしながら、問題のエンゲル法則停止方式による最低生活費の算定はその後もつづけられていた。それは広い意味では賃金水準の裏付けという意味もあったにしても、端的に前述のマーケット・バスケット方式による保護基準算定があらわにしてくる諸種の欠陥を解決打開したいという考え方方に立っていたといつてよい。

このようにしてエンゲル法則停止方式の研究の方向はほぼ定着し、昭和 30 年前後にはその方向に着々と研究が進められていた。ただ昭和 34 年にいたって、エンゲル法則停止に対しての異論が、安永武己氏から提起され⁹⁾、学界に一つの波紋をひき起すという事件があったのであるが、今日においてはその異論も吸収され解決を見ているといってよい。

(3)のいわゆる労研方式は、藤本武部長を中心とする文字どおり労働科学研究所に所属する諸氏が一致協力して樹立したものであり、藤本部長が「何人も行わなかった独自の方法論」と自負されているものである¹⁰⁾。

前述のマーケット・バスケット方式について諸種の欠陥を認め、その解決に尽された一つの成果であるといつてよい。

従来の諸研究によって、生活水準の高低が、労働者ならびにその家族の心身の状態に対して強い影響を与え、それが極度に低い場合には労働力の十分な再生産を不可能にすることが知られている。

この方式は、上述の事実に着目して、心身の状態からみて適度の水準を確保しているとみなされる最低の線を見出し、そういった人々が現実に支

出する生活費をもって最低生活水準を確保しうる生活費とみなそうとするものである。また労働力は本来社会的・文化的なものであって、最低生活といわれるものは、最低の文化的生活をも確保すべきものであると考えられるので、住居・被服・文化的生活などについても実態を分析し、この面からも最低生活費を算定する方法を合せて勘案すべきものとしている。もっともこれらの諸事項については、それぞれ異った最低生活水準が示されることとなるため、全体的に総合されたものが最低生活費の水準であるということになる。

このような考え方方は、藤本部長の抱いたマーケット・バスケット方式に対する疑問への解決方法が漸次成熟していくと考えられるころ、すなわち昭和 27 年の東京都、翌 28 年の東北農村、その翌 29 年の関西農村の各調査の結果を利用して逐次発表されていった。そして昭和 35 年の名著『日本の生活水準』によって集大成される。

この労研方式においては、結果的には 2 種の最低生活水準が考えられることとなった。すなわち「知能・栄養状態・体格・体力などは一応の水準に達し、文化的生活の面でも人並みのものが享樂できる最低限度の水準」を、まさに人間として生活していくのにふさわしい「最低生活水準」とよび、「これを下回ると健康は極端に悪くなり、母の知能が高くとも子の知能が低くなるという水準、入浴・理髪といった衛生的な面でも、鍋釜といった最低限必要生活用品についても、ミニマムを確保できない水準」を、まさに動物的生存にも匹敵する「最低生存水準」とよんでおられる¹¹⁾。

およそわが国戦後において、理論生計費方式にしても、実態生計費方式にしても、ともかくも最低生活費が問題となってきたのは、一つには労働賃金の引上げ闘争の理論づけのためであり、一つには生活保護基準策定の根拠を得るためであったといつてよいであろう。

この両種の問題は、労働力の再生産に必要な最低生活という一定水準を算定するという点においては変りはないにしても、またいつの日かそれが

9) 安永武己『消費経済学』、昭和 35 年。

10) 労働科学研究所『日本の生活水準』、昭和 35 年。

11) 下山房雄『最低生活費 (20)』『生活と福祉』40 年 8 月号。
ただしわしくは労働科学研究所『日本の生活水準』。

同一水準に帰一する日があるとしても、現段階においては、まだその「最低」の意味には若干の相違があることは否めないであろう。したがって本稿においても、この両者を区別して記述を進めていくのを建前とする予定ではあるが、時には必ずしも明確に区別されていない場合も見出されるであろう。

さらに上述のごとく問題そのものが、単なる理論的研究というよりは、多分に実践的課題として取上げられたものであるだけに、本稿もまた単に理論的探究に終ることなく、どのような実践的効果をもち得たか、あるいはもち得なかつたかということにも言及せざるを得ない。

上述のごとき戦後における最低生活費算定の歴史的背景と算定方式の概念とを念頭において、各方式の内容についていささか詳しくみていいくこととしよう。

II 最低生活費の 1

—マーケット・バスケット方式—

1. 賃金闘争のためのマーケット・バスケット方式

マーケット・バスケットとは、「買物かご」を意味しており、まず飲食における必要物資をこの「かご」のなかへぶち込むことによって、最低必要栄養量を確保できる献立表をつくり、これに価格をかけ合せて飲食物費を算出する。

前述の全官公序労組が使用した方式は、上述の算定された飲食物費に対して、飲食物費以外については、当時の実態生計費をとったものであった。これに対して、全通の 2 本建賃金（飲食物費についてくむマーケット・バスケットを、適正価格を中心として計算したものと、ヤミ価格を考慮して計算したものとの 2 本建とする）の要求は、この算出された飲食物費に対して適当なエンゲル係数（この場合は 60% とした）を用いて最低生活費を算出する方式であった。

なお付言すれば、昭和 36 年 4 月の生活保護基準第 17 次改訂として採用されはじめたエンゲル方式は、基本的にはこの全通の採用した算定方式に通ずるものである（ただし後述のとおり、マーケッ

ト・バスケット方式による算定の標準世帯として非稼働 5 人世帯をとっているのに対し、エンゲル方式では稼働 4 人世帯をとっている）。ついですべての生活費について理論的にマーケット・バスケットを算定する、いわゆる全物量方式が採用されたが、それは産別会議が中心となって利用したものであった。

いわゆる全物量方式については、むしろ英國ヨーク市調査において行われたロウントリーのそれが著名であり、しかもわが国においても、その方法からかなりの影響をうけているので、その 1898 年（明治 31 年）に行われた第 1 回調査に際して組まれたものを掲げておこう¹²⁾。

(1) 食費は、Atwater 教授の算出した、普通程度の筋肉労働に従事する成人男子 1 日の必需栄養量 3,500 カロリーをまかなく足る食事を、ヨーク市の労働者の実態調査で得られた献立で作り上げ、この献立作成のための費用。

(2) 家賃は、ヨーク市の労働者生活の実態調査で明らかになったもの。

(3) 家庭燃料その他は、実態調査の平均額。

もっともロウントリーは、1936 年（昭和 11 年）の第 2 回調査、1950 年（昭和 25 年）の第 3 回調査と、回を重ねるほど算定技術の芸を細かくし、上述品目の内容改善のほかに、個人雑費、健康保険料、失業保険料、労働組合費、通勤費、職場費、クラブ費その他零細雑費などを加えてきている。

前述のとおり、わが国においても終戦直後に、藤本部長や安藤氏の研究を利用して、マーケット・バスケット方式による賃上げ要求が盛んに行われたわけであるが、これらは飲食物に関するかぎり「必要」を前面におしだし、他の生活費部分については、当時の経済情勢を反映して非常に圧縮されたものであった。たとえば前述のとおり、全通の 2 本建賃金要求にしても、エンゲル係数は 60% という高さのものにしている。この高すぎ

12) B. S. Rowntree, *Poverty-A Study of Town Life* (1922 年版), 邦訳長沼弘毅『貧乏研究』, 昭和 34 年。ただし本稿は主として篠山京「最低生活費 (3)」「生活と福祉」, 38 年 11 月号の要訳によった。なお、B. S. Rowntree の第 2 回調査は *Poverty and Progress; A Second Survey of York, 1941* であり、第 3 回調査は *Poverty and the Welfare State; A Third Social Survey of York, 1951* である。

るエンゲル係数にしても、当時の実態生計費のそれよりはやや低いものではあったが、文化的最低生活費にはほど遠く、しかもなお当時の賃金と比較すれば、はるかに高い要求であった。

前述したとおり一時盛行をきわめたマーケット・バスケット方式は、やがて賃金引上げの基礎資料としては影のうすい存在となってしまう。それは、つぎのように、この算定方式によっては力強い闘争ができないという批判が生れてきたからである。

一つには、マーケット・バスケット方式によれば、その物量および価格を科学的な根拠に立すべきものとしているながら、飲食物費は栄養学上の理論によって一応組みうるし、やや弱いにしても燃料費については炊事その他の必要熱量の計算に基いて、また住宅費については、住み方、住宅衛生の見地からミニマムの基準を設定できるのであるが、それ以外の費目になると多くの問題のあったことである。常識的な決め方や恣意・主観が入りがちであり、これを避けるために算定技術の芸を細かくするの余り、むしろ実態を重んじようとし、かえってその理論的根拠を弱めていった。この理論の未熟さと現実との矛盾は、衛生学・生活科学その他必要諸科学の発達にまたねばならず、遺憾ながら今日まだ確信をもって理論づける段階には達していない。そしてこの方式によれば、算定はいかようにでも操作できるという感を抱かせる余地を生じてくることとなった。

一つには、このようにして、理論生計費といわれるこの方式自体が、実際には算定者のいたいでいる何らかの判断によって、あらかじめ定められている水準に概略を合せて内容を組むという本質をその背後に潜ませていることである。このことはこの方式の説得力を弱めてしまう。

一つには、マーケット・バスケット方式の内容が精密さをきわめればきわめるほど、一般労働者には理解し難いものとなっていき、幹部にその闘争を一任してしまい、それだけ一般の支持が弱くなってしまうという欠陥をもっていたことである。

2. 生活保護基準算定におけるマーケット・バ

スケット方式

保護基準算定方式としてのマーケット・バスケット方式の研究は、行政上の、とくに技術的な問題として政府部内で議論された点が多い。ここでは理論的課題としてよりも実践的技術的問題が主であることを承知したうえで、その問題となった諸点を掲げておこう¹³⁾。

前述のとおりマーケット・バスケット方式が、保護基準算定方式として採用されたのは昭和23年8月の第8次改訂からであった。

生活保護法にいう「無差別平等の最低生活費」をつきつめていくと、最低生活水準の同一性は保たれながら、しかも多種多様な個々人の需要に対して適応したものでなければならない。このような保護基準は、当然保護の担当者の主觀を離れて客観的に、科学的に算出されなければならないこととなる。

ここにおいてマーケット・バスケット方式が採用される。るべき最低生活の標準設計を設定し、これを現実の諸条件に当てはめ修正するという、いわば品目の一つ一つを積上げて算定するという方式である。

しかしながら、この時期は、大多数の国民は「たけのこ」生活に喘いでおり、とくに食生活のためにまったく四苦八苦の努力をしているばかりでなく、むしろ「たけのこ」生活のできる人々の方が恵まれているといった苦しい実情にあった。

この時に当って、保護基準算定の隘路となるものに、

- (1) 国の物資とくに食糧および被服の供給力すなわち配給量に限度があり、しかもヤミ購入を認め得ないという制約
- (2) 公定価格以外のヤミ価格を認め得ないという矛盾
- (3) 勤労者の生活費の2割5分程度が賃金以外の収入によるといわれる低賃金と基準額とを対比しなければならないという不合理
- (4) 経済復興に優先的に力をそそぐ国の財政の

13) 保護基準算定については、黒木利克編「保護基準・不服申立」『生活保護百問百答第7輯』、昭和29年および拙稿「最低生活費(9, 10, 25, 26)」『生活と福祉』、39年5, 6月、41年2, 3月号。

社会保障への不均霑
などがあった。

マーケット・バスケット方式においては、まず性別、年齢別の家族構成を標準世帯として設定しなければならないのであるが、この第8次改訂においては、当時の全国実態調査に現れた実情を斟酌して世帯人員は5人をとり、64歳男、35歳女、9歳男、5歳女、1歳男という寡婦を主体とする非稼働世帯とした。この5人世帯がずっと後まで標準5人世帯として、基準算定の基礎的家族構成として用いられる。

この世帯の性別、年齢別必要熱量は、国立栄養研究所の制定した「日本人栄養要求量標準表」による要求量と、経済安定本部の生活物資需給基本計画による食糧供給量から摂取されるべき国民1人当たり供給熱量とを勘案して算定された。この熱量を充足するように、経済安定本部の配給計画に基いて品目別数量を算定し、飲食物費以外については、住居、被服、保健衛生、雑費の各費目に分けて費目別に必要品目を定め、その金額を算定している。

マーケット・バスケット方式のもっとも重要な点はむしろ具体的な内容すなわち採用された品目、数量および価格である。経済情勢の好転につれ、その算定方式には、総理府統計局家計調査(FIEC)や国民栄養調査などの調査結果を利用して一般国民生活の実態と合致させようと努力するなど改善が加えられていったのであるが、周知のとおり、むしろ批判は算定技術よりも、金額水準そのものの低額さに加えられることの方が多いといったといってよい。

その点では、前回基準額に対する上昇額などにより問題とされるわけであるが、一般国民の消費水準との格差を勘案したり、公務員の給与ベースや失対賃金などの引上げなどの割合に見合う上昇率などが対比されるようになってきた。保護基準は国民経済のわくの中において、国民感情や国民の消費水準に対応して定められるべきものであるとは、国民所得倍増計画における社会保障小委員

会の報告書などにも説かれているが¹⁴⁾、このことの方が技術論よりはむしろ学界の保護基準に対する問題として脚光を浴びるようになっていった。問題の朝日訴訟事件にしても、技術論としてよりも、生活水準の高さの問題として関心を払われていると解してよいであろう。

III 最低生活費の2

—エンゲル法則停止方式—

エンゲル法則停止方式という名称は、前述のとおり筆者の名づけた仮称である。この方式については学界に定着した名称は見当らないようである。

エンゲル線が直線とはならないで、一定の収入のところで変曲し、それ以下の収入においては、支出の大きさがほぼ同様となるということに着目して、その結果を利用して最低生活費の算定に当ろうという考え方であることは、前述したとおりである。その代表的な論議を以下に掲げよう。

まず森田教授の考え方である。贅沢費と必需費とを区別してみると、必需費については、極度の窮乏状態のもとにあっては、肉体維持のための絶対的な必需品さえも十分に満足されないために、支出の可能性がある程度に達するまでには、その部分の支出の増大が優先し、しかも十分には満足されない。また一方贅沢費の方は収入がゼロに達する前にゼロになってしまう。

このことによって、贅沢費に当る雑費などを一切使わない、そういうもののゼロになる収入を求めて、それを最低生活費と一應考えてみてはと、最初には考えてみられたようである。しかしあがて、収入低下の過程とは、各費目内部においても上級品が下級品に代替されていく過程であるから、どの費目も支出がゼロになることはないということである。すなわち、贅沢費をある程度引締めて、贅沢費に相当する雑費などを一定限度以下に押しつめると、一種の限界があつて減少しなくなってくる。しかもそれと同時に、従来の必需費に喰い込まざるを得ないということとなる。このことを勘案されて、その説をつぎのように改められた。すなわち雑費などがゼロになる前に、飲食物費の相対的減少がみられ、エンゲル係数の増加が停止

14) 「国民所得倍増計画における社会保障小委員会報告」、昭和35年。

するのである。このことは栄養の絶対必要量をわざと無理な節約を強制されているわけであるから、正常な健康維持を標準とする最低生活費は、エンゲル法則がその作用を停止する点であり、この点のエンゲル係数を最低生活費決定の基準とすべきであるというのである。

森田教授の上述の考え方に対する異論をさしはされたのは籠山教授であり、その論点は、なるほど緊急水準すなわち生命維持の限界説によって、飲食物費、住居費、被服費などについては説明できるけれども、教育費、娯楽費、交際費などにまで現れてくる変曲を説明することはできないのではないかという疑問がある。しかも飲食物費のエンゲル係数停止点における栄養価はあまりにも低く、もしこの停止点と栄養学的な所要費用とを直結しようとするならば、それは機械論にすぎるのでないかというのであった。

この疑問から出発して、籠山教授は後では中鉢教授とも協力して、停止点の生活構造的な意味を検討し、エンゲル法則の停止ないしは逆現象の生活構造論的な意味の解明に乗り出されたのであった。

そもそも人間の生活には一定の生活構造がある。家計の支出もこの生活構造の枠のなかで、この構造を維持するように営まれている。そこで収入が下ってきて、この生活構造の枠内では收支のバランスがとれないほどになると、赤字支出を行って支出は一定の限度を維持する。そのため全支出と費目別支出との関係を現す支出拡張線は費目ごとに変曲する。さらに収入が下って赤字能力が尽きてしまうと、その人は従来の生活構造を維持しえなくなる。すると急に支出が下りだす。費目支出にこのような変曲がおこるのは、この生活構造を維持しようという強い抵抗性の現れである。

この籠山教授の考え方とは、たまたま別個な構想を立てられ、やがて協力して研究を進められたこととなつた中鉢教授の所説によって力強い裏付けをうけることとなる。中鉢教授の考え方とは、一定の生活水準のもとで構成された生活習慣は、生活環境が変化した後も一定期間残存し日々の生活機能に一定の効果をおよぼすという、履歴現象

(After Effect) の理論にその基礎をおいておられる。

履歴現象とは、ある家計における収入が増大過程から減少過程に、あるいは減少過程から増大過程に変化した場合に、その家計の支出構造がただちにこれに応じた安定状態に移行するのではなく、新しい安定状態に移行するまでの間に、過去の生活習慣のある部分がなんらかの形で残存する傾向をいうのである。

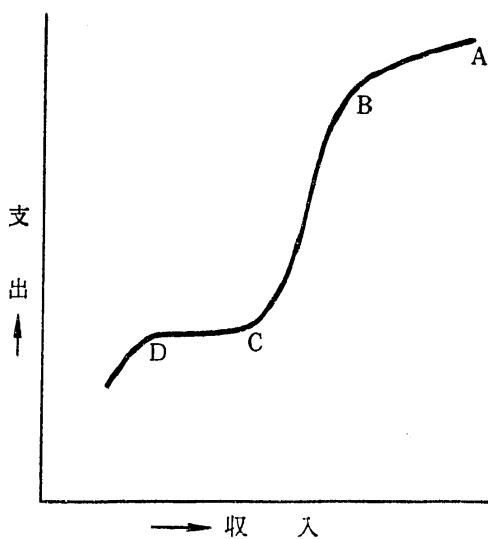
中鉢教授は、インフレ進行下において急激な収入減少にみられつつある戦後家計の時系列的な動態的考察において、エンゲル線の変曲を履歴効果としてとらえられ、激しい実質収入の低下を耐久材や半耐久材の「たけのこ」的な売却におぎないつつ、それらを主として消耗財支出に過度に充當しつつある姿がそれであると論ぜられた。

両教授によれば、生活構造の近似した人々の集団である社会階層において、支出拡張線の一定の変曲が現れるすれば、その変曲点は、その社会階層の人々の生活構造を維持するための最少限度の支出の高さであるということとなり、この高さの支出が不可能となると従来の生活構造が維持できなくなる。このことは、これまでの社会階層に止まり得なくなつて、それより生活水準の低い層へ転落せざるを得なくなることを意味しており、したがつてこの変曲点を目安にして最低生活費が算定できるはずであるということである。

ただしそれにしても、奥村教授も強調されているとおり¹⁵⁾、上述の考え方とは、ある特定の社会階層のもつ生活構造の枠組において、収入の減少に対する抵抗の姿であり、したがつてその変曲は歴史的にも、あるいは職業などによっても、多種多様であり、一つの環境条件下の特定の社会階層の最低生活費ではあっても、これに対して一定の生産能率が確定され、それに対応してどれだけの費用が必要であるかを前提して、はじめてその生活構造における最低生活費が必然的にきまつてくるはずのものである。

籠山教授はこの考え方を一步進めて、最低生活費の算定方法を論ぜられる。

15) 奥村忠雄「日本の貧困調査研究」『講座社会保障』第1巻所収、昭和34年。



上図のように、収入を横軸にとり、縦軸に支出をとると、収入が下るに伴って、支出は漸次下ってくる。しかし、その下り方は一様ではなく、大まかにいうとS字状となる。

A—Bの間は収入が上るに比して支出があまり増えない。この場合収支の差額は貯蓄増加になる。B—Cの間は収入の下るに伴って支出も下る。ところがC—Dは、収入が下っても支出は下らない。したがってC—Dの間は、収入が下るに伴い赤字が大きくなる。

このようにして収入が下ってきた場合、それまで確保していた一定の支出が維持し得なくなり、その生活構造が破壊されてしまう。したがって正常の安定した生活はつづけ得なくなり、もしそれが短期間であれば、赤字支出をあえてしてもその生活構造を維持しつづける。しかしやがてその生活がやぶれてしまう。このC—Dで維持されている支出を、その生活構造を維持するための最低生活費と考えることができる。

上述のエンゲル線は、収入の低下がいっそう大きくなつて、やがて別の型を呈するようになる。いい換えれば抵抗の消失であり、以前とは異った生活構造が組み立てられたと解してよい。

つぎにこの変曲点についてさらにみていくと、低所得階層において飲食物費が急激に低下するのは、収入の低下が社会的抵抗力のもっとも弱いこの費目の支出を抑制するからであり、それが低下

してある点で停止するのは、それ以下が餓死線であって、収入の制約にもかかわらず肉体的生存欲求がそれを制圧し維持しようと努めるものであると考えられる。そこで予備金がゼロとなり、飲食物費の急激な低下がはじまろうとするC点を、文化的・技術的な向上の余裕のない、単純な明日の労働力の再生産のための最低生活費の点であると考え、後の変曲点Dを、動物的生存をもつづけ得なくなる点であると考える。もし最低生活費を、拡大的な労働力再生産のそれと考えるならば、その指標はC—Dよりもはるかに高いところにみつけられることにならうというのか、奥村教授も同調されている考え方である¹⁶⁾。

それにしても、龍山教授が考えられている最低生活費の具体的な算定方法はつきのとおりである。収入を横軸にとって、費目別支出を支出拡張線としてとってみると、それぞれの費目のS字型曲線は同一ではなく、前掲図のCに該当する変曲点の現れる収入の大きさは、費目によって同じではない。飲食物費はもっとも収入の高い点で早くも変曲点に達し、その他の費目は、さらに収入が下って達する。この事実に着目すると、2種の算定方法が考えられる¹⁷⁾。

- (1) 費目ごとに変曲点を調べて、その支出額を合計して、その総計を最低生活費とする。
- (2) 飲食物費が変曲点を示した時の、飲食物費の支出額と収入の額を調べる。そしてそのような家計をとった世帯を、母集団からさがし集めて、その全支出の平均を求めて最低生活費とする。

龍山教授は、保護基準算定のためには後者すなわち(2)がむしろ妥当なものと考えられている。しかし最近の教授は、変曲点をただちに最低生活に結びつけることには、さらに追究すべき問題を残しておられ、必ずしも結論を得ておられないようである¹⁸⁾。

さて、変曲そのものをめぐる論争は、一時定説

16) 奥村忠雄「日本の貧困調査研究」『講座社会保障』第1巻所収、昭和34年。

17) 龍山京「最低生活費(16)」『生活と福祉』40年3月号。

18) 龍山京「緊急家計調査(都市)とエンゲル線の変曲」『大河内教授還暦記念論文集』第1集所収、昭和41年。

となって落着いているかに見えていたのであるが、前述のとおり昭和 34 年にいたって安永武己氏から異論が出された。

それは技術論から出発している。従来採用されてきた資料は主として総理府家計調査 (FIES) であるが、これは各世帯に 6 ヶ月間継続して家計簿記入を依頼するとともに、毎月その 6 分の 1 ずつを新規世帯に交代している。問題はこの家計簿の集計方法であり、各世帯ごとに 6 ヶ月間をまとめて集計するのではなく、その月たまたま同一収入階層に属する世帯を合算して、月ごとの実収入階層別収支を作成し、さらにそれを異例月である 12 ヶ月分を除いた 1~11 ヶ月分を一括して年間の分布を求めるという方法をとっている。したがって同一の世帯が、月々の収入変動によって別の階層に移動しているわけである。この結果、中間の階層においては上層からの下降世帯と下層からの上昇世帯とが相殺されることがあるのであるが、最上層では下からの上昇世帯が、最下層では上層からの下降世帯が支配的となって、その支出は過小あるいは過大となってしまうであろう。したがって従来の低収入層の支出一定化説による変曲は、収入以上の消費を行うために借金や「たけのこ」生活によらざるを得ないので 12 ヶ月分を加えると相殺されて消えてしまう。このことからして、従来のままでは所得低下に対する支出の抵抗を現すとはいえなくなってくるのである。

この異論に対して、中鉢教授は、安永氏の集計結果は、支出の変動は所得の変動よりは非弾力的であるということを確認しており、そのかぎりでは生活構造の抵抗をむしろ証明しているといつてよいのであるが、問題は、このような抵抗が相当期間持続し、その結果一定限度の所得以下の層に貧困現象をひきおこしているかどうかということであるとされた¹⁹⁾。

そして中鉢教授が研究を進められた結果、つぎの点が明らかとなった。

- (1) 落層世帯の大部分は短期の落層であり、これら短期の落層世帯の大部分は、他の月にはそれ以上の層に屬して記帳満了している。

19) 中鉢正美「最低生活費 (23)」『生活と福祉』40 年 12 月号。

- (2) これら落層世帯のうち、停滞の短期の世帯は当然支出が収入を超過するが、停滞期間が 3 ヶ月になると、収支はほぼ均等し、それ以後は収入は減少しても支出はその額が一定する傾向がある。また長期停滞世帯ほど一時的な脱落から転落し、下層で悪循環をくりかえしていると思われる。
- (3) 上層では支出分散が低下しており、このことは消費生活の安定と臨時収入の増加を意味する。一方下層でも支出分散が低下しているのであるが、これは収入の低下と不安定に対する消費生活の固定化を意味するであろう。
- (4) ここで期せずして一つの最低生活費の算出が可能となるのであるが、下層の支出分散が収入のそれより小さくなっている世帯の支出を平均すると、ほぼ前述(2)の収支均等点の消費支出額と一致するので、これを最低生活費とみてよいであろう。

以上によって中鉢教授は、安永氏の批判にもかかわらず、家計統計による生活構造抵抗説と、それに基く最低生活費の算定が、現在なお有効であることを論証したと確信しておられる。

IV 最低生活費の 3

—いわゆる労研方式—

藤本部長が「何人も行わなかった独自の方法論」と自負しておられる、このいわゆる労研方式は、所得と支出の相関という従来の貨幣的方法論の枠をこえて、肉体的・知能的・生活内容的な非貨幣的方面をもとりいれた真にユニークな算定方式である。

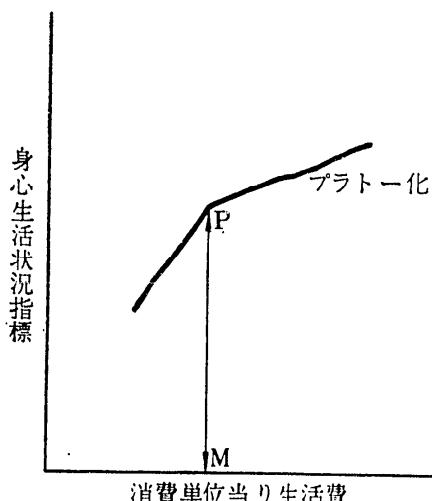
マーケット・バスケット方式に見出される諸種の欠陥の解決に苦慮しておられた藤本部長は、すでにこの考え方方にしたがって、昭和 25 年の東京都における厚生省家計調査の付帶調査として、児童の生計費に関する研究を行われたのであった。ついで前述のとおり昭和 27 年から 29 年にかけて、東京都、東北農村、関西農村の実態調査を行われ、その考え方を固めていかれた。

その方法論はつぎのとおりである²⁰⁾。まず心身状態、生活状況の指標として昭和 27 年調査にと

られた項目を挙げてみよう。

- (1) 主婦の体格・休力（発育指標として身長と下肢長とのほかに、体重、胸囲、肩幅、腰幅、胸廓径、上腕回、ローラー指数、カウプ指数、ベルベック指数、肺活量、握力、背筋力）
- (2) 主婦の健康状態（血液中の蛋白、ヘモグロビン量、疾病既往歴、身体違和感の訴えなど）
- (3) 主婦の栄養状態（尿中の窒素、ビタミンB、メチルニコチニアミド量）
- (4) 主婦と児童の知能（知能指数、読み書き能力）
- (5) 世帯または世帯員の住居・衣服・文化的生活の内容（建物の質・建具・日当りの良否、台所・便所・風呂の有無、居住室数・畳数、食寝室分離率、家具・什器所有状況、寝具枚数、同室就寝の良否、衣服・履物・傘の所持数、入浴・理容の回数、新聞・雑誌・書籍を読む頻度、映画・演劇の鑑賞回数など）

上述の諸指標を、消費単位当たり生活費によって階層分けにしたクラスごとに集計し、その変化を調べていく方法である。生活水準の上昇につれて心身の状態は次第に改善されていくが、その改善率はある点にいたれば、個人差の分散は大きいにしても、平均的には下図のとおり緩慢化すなわちプラト化する。また上述の主要な家庭用品の組合せを設定し、それを所持する世帯の割合を求めるとき、生活水準の上昇につれて普及度は高まるが、



20) 下山房雄「最低生活費(20)」『生活と福祉』40年8月号。
ただしわしくは労働科学研究所『日本の生活水準』。

これもある点でプラト化する。これらの生活状態についてミニマムとみなされる水準をみたす世帯の割合の平準化する点をとり、これ(P—M)を最低限界とみなす。

これらの考察に当って、つぎに2、3の点を付け加えておく必要がある。

一つは生活費によって世帯分類を行っていることである。このことは、生活水準は生活費に反映するものであり、この研究も最終的には生活費という貨幣面に関連させてみるべきものと考えられたからである。なおこの生活費には、家計調査の実支出のうち、生活費に関連のない租税、社会保険料、負担費などをも含み、仕送り金のごとき常住家族の生活費とはみなしえないものは除いている。

一つは単なる世帯人員ではなく消費単位を用いて世帯分類を行ったことである。このことは、世帯の必要な生活費は、世帯人員、世帯の家族構成のいかんによってかなり異なると考えられたからである。このような家族構成の違いを捨象して、異った世帯の実質的な水準を対比するために考案され使用されているのが消費単位である。この研究においては、世帯ごとに、飲食物費の消費単位とその他費目のそれとを別個に算出し、それにしたがって消費単位当たり飲食物費とそれ以外の生活費とをそれぞれ算出したうえで合算し、消費単位当たり総生活費としている。この基礎となった消費単位も、従来の国際的のものやわが国内閣統計局のものではなく、労研において独自に算定したものである。

一つは、上述のプラト化する点は項目によってさまざまのはずであり、ただ一つの最低生活費を算出するためには、「総合」という作業が必要であることである。この研究では、たとえばある指標は生活費世帯分類の第6の水準で、他の多くの指標は第7の水準で、わずか一つの重要でないものが第8の水準でプラト化しているとすれば、第7の水準をもって最低生活と考える。またもし、大部分が第6の水準であっても、少数にもせよ重要な数項目が第7においてのみプラト化しているとすれば、第7の水準をもって最低生活とする

という考え方である。

一つは、このような項目を選択して最低生活水準を決定することは果して妥当であるかという疑問の生じていることである。この疑問に対しても、もちろんそこには主觀の入る余地の生じてくることは否めないにしても、重要項目に限定し、かつミニマムとして説得力のある品目を選んでいるのであるから、主觀によって左右する余地は少くならはずである。マーケット・バスケットの場合には、数百の品目についてそれぞれミニマムの必要量や耐久年限を算出する必要があるから、かえって主觀的なものが混入しやすいのであるが、この方法ではむしろそういうことはないとしている。

この研究に関する実態調査は、前述のごとき多方面の多様な調査困難な項目の実査を必要としているので、これに要する労力なり費用なりは實に莫大なものである。前述のようにそれをおして東京都、東北農村、関西農村を実査され、それに基いて各地域の最低生活費を算定されたことは、眞に偉とするに足る事業である。しかも特筆すべきことは、他の多くの研究がほとんど東京都のみに限定されているのに比し、都市ならびに農村について明らかにされている点である。

なおプラトー化する転換点が2段階になつたために、前述のように「最低生活費」と「最低生存費」との2種が算出されている。また同時に併行して行われたアンケートによって調査した主觀的最低生活費が、實際生活費と一致するのは、上述2種のうちの「最低生活費」の方であるといつよいようである。

ともかくもプラトー説そのものは、資料である調査客体の數量その他からいってまだ完全に確立されたとはいえない問題を残してはいるが、独自の理論モデルを、昭和30年前後に最低生活費論の広範な領域にわたって組み立てられた功績は、高く評価されなければならない。

なお昭和30年すぎに英國の Peter Townsend の算定方式がわが国に紹介されている。便宜的にここで述べておこう。もっともこの方式は、わが国においては、すでに古く昭和10年前後に永野順造氏によって採用されているものに近い²¹⁾。つ

ぎのとおりいわば栄養基準をみたすに足る飲食物費を支出するための最低収入を最低生活費とする考え方である。

- (1) まず飲食物費を収入階層別に調査する。
- (2) その飲食物費でまかなえる栄養量を、一定の栄養基準で照合する。
- (3) つぎに、この栄養基準をみたしている中でもっとも収入階層の低いものを選び、その平均総支出額を最低生活費とする。

V む す び

——最低生活費と賃金および生活保護基準——

わが国において最低生活費といえば生活保護基準が引合いに出されることが多い。その前提として、最低生活費とはすなわち政府が定める生活保護基準を指すという考え方がかなりの方面にいきわたっているからである。

たしかに最低生活費が問題となつた場合、政治的に生活保護基準の低劣さが議論の対象となつたことは頻りであり、またそれが契機となって最低生活費の研究が進んだことも事実である。しかし、今まで見てきたとおり、学問的研究の場においては必ずしも両者が端的に結びつけられていたわけではない。

藤本武部長は、その最近の著『最低賃金制』のなかで、いまなお低い生活保護基準を嘆ぜられながらもつぎのようにいっておられる²²⁾。

「本来社会扶助というものは、何らかの事故の生じたものにたいして支給されるのが建前であるべきである。現役労働者であつて、生活保護をうけるというのは、その賃金が余りにも低く、それだけでは最低生活を維持できないからに他ならない。しかるに、現実の日本の賃金は、最低賃金制も社会保障の家族手当制もないために、多数の労働者が働きながら生活保護をうけている。(中略) これは、これら労働者の平生の賃金収入が余りにも低いので、それだけでは生活を維持できず、生活保護の補給をうけて、やっと生きていけるのである。しかし、これを別の面からみると、こういう

21) 永野順造『国民生活の分析』、昭和14年。

22) 藤本武『最低賃金制』(岩波新書)、昭和42年。

低賃金労働者を雇用する雇主は、国家の補助金をうけて経営を維持し、低賃金から利潤をえていることを意味する。つまり生活保護は、低賃金の維持強化策になっている。(中略)生活保護を本来のあるべき姿に戻すには、有効な最低賃金制と家族手当制が必要なのである」と述べ、さらに生活保護基準が、逆に失対の日雇労働者の賃金決定に影響を与えていたという事実をも指摘しておられる。

わが国の賃金が低いなかにおいて、平山耶幸氏は、生活保護基準の動向が、重作業人夫・軽作業人夫など本質的に失業者に属する階層の賃金の動向と類を同じくすることを説いておられる²³⁾。

そこで前述の労研方式によって得られた昭和39年の最低生活費と保護基準その他との一覧表を掲げておこう²⁴⁾。

表1 理論生計費の比較

	A 大蔵省標準生計費(単元方式) 40年2月	B 人事院標準生計費(ロウントリ方式) 39年4月	C 労研最低生活費(労研方式) 39年
1人世帯 (20~27歳)	15,420	(18歳) 14,070	(消費単位1.3) 15,000
2人世帯(夫28歳、妻24歳)	25,600	27,270	(1.8) 20,700
3人世帯(夫32歳、妻28歳、子3歳)	30,790	36,770	(2.2) 25,300
4人世帯(夫37歳、妻33歳、子8,5歳)	36,070	43,520	(2.8) 32,200
5人世帯(夫42歳、妻38歳、子13,11,4歳)	44,640	48,070	(3.7) 43,700

表2 最低生存費と保護基準(39年)

世帯類型	1級地保護基準	労研最低生存費
老人2人世帯	11,570	(消費単位1.60) 11,264
母子3人世帯	16,102	(1.80) 12,672
標準4人世帯	21,007	(2.80) 19,712
傷病5人世帯	27,769	(3.25) 22,880

上掲の2種の表によれば、労研の最低生活費は大蔵省の標準生計費や人事院の標準生計費と比較して必ずしも高くないこと、また生活保護基準は、

23) 平山耶幸「賃金と生活保護基準」『社会福祉』9号、昭和37年。

24) これらの表は下山房雄「最低生活(21)」『生活と福祉』40年9月号による。なお表2の1級地保護基準というのは、厚生省保護課が算定した最低生活保障水準の具体例であって、「昭和四〇年度の生活保護」『生活と福祉』40年4月号にかがけられている。

最低生活水準にははるかにおよばないにしても、最低生存水準をともかくもみたしているようであることがわかる。

龍山教授は、わが国の最低生活費の研究は、世界でもっともすぐれており、この研究に関するかぎり、諸外国のものはほとんど参考になるものはないと自負しておられるのであるが、最低生計費の算定は、その理論と方法は多岐にわたっているにしても、

- (1) 家族構成が同様であること。
 - (2) その家族の世帯主の職業(無業をも含めて)が同一で、その他は扶養家族であること。
 - (3) 稼働する世帯主の性別が同一であること。
 - (4) 同一の都市、または同一地域であること。
- の4条件がみたされれば、その算定した金額はほとんど一致してくるといっておられる²⁵⁾。

このことがもっと接近して、労研でいう最低生活費と最低生存費がつとめて近づくのには、賃金水準なり構造の向上がまず必要であり、恐らくまだかなりの年月を必要とするであろう。

その間にあって、最低生活費の研究に期待されるのは、中鉢教授も説かれるように²⁶⁾、ある時代のある社会について一応一般的な生活構造があり、したがってその構造に見合って生活の機能が順調に維持される水準がきまつてくるものとの前提のもとに、その最低限度の生活水準を見出すことであろう。技術革新や産業構造の変動とともに、生活の新しい構造が形成され、またこれらの諸類型間の急激な移動が、様々な摩擦を伴いながら進行している今日、そのことは決して容易なことではない。それにしても各種の算定方式による最低生活水準が一本化することは関係者の悲願ともいいうべきものであろうし、そのためにはそれを実現しうるだけの社会的経済的地盤が成立していかなければならない。

あとがき

本稿は系譜を明らかにするためにつとめて資料の整理を行ったにすぎない。この執筆に当って、

25) 龍山京「最低生活費(最終回)」『生活と福祉』41年4月号。
26) 中鉢正美「最低生活費(24)」『生活と福祉』41年1月号。

もっとも参考に資し、随所に引用を行ったのは『生活と福祉』に昭和 38 年 9 月から 41 年 4 月にかけ 23 回にわたって連載された「最低生活費」である。この連載の企画は籠山・中鉢両教授と筆者の手によって進められ、その執筆者はわが国の公的扶助制度における「最低生活費」について、直接間接に関わりをもったほとんどすべての方々を網羅しているといってよい。もっともそれだけに厳密な学術論文とはい難く、また内容の精粗、取扱いの不統一などの欠陥のあることは免れない。それにしても、「最低生活費」に関する問題点をかなりの程度につくしている。本稿においては引用箇所を付記することができるだけ省略した。

以上のほか、「最低生活費」の研究に関する基本的文献あるいは本稿執筆に多大の寄与を受けたものを思いつくままに挙げておこう。

安藤政吉『最低生活費の研究』、昭和 23 年、光生館。
籠山京・中鉢正美『最低生活費の算定』、昭和 26 年、中央労働学園大学労働問題研究所。

労働医学心理学研究所『児童の生活費に関する研究』、昭和 27 年、厚生大臣官房総務課。

籠山京『貧困と人間』、昭和 28 年、河出書房。

労働科学研究所『最低生活費に関する研究』、昭和 29 年、厚生大臣官房総務課。

有沢広巳編『日本の生活水準』、昭和 29 年、東大出版会。とくに森田優三「生計水準の変遷」および藤林敬三・中鉢正美「戦後および戦前における都市労働者家計の比較」。

中鉢正美『生活構造論』、昭和 31 年、好学社。

大内兵衛等編『講座社会保障第 1 卷』、昭和 34 年、至誠堂。とくに藤本武「最低生活費と賃金」、奥村忠雄「日本の貧困調査研究」。

労働科学研究所『日本の生活水準』、昭和 35 年、労働科学研究所。

中鉢正美「アフターエフェクト仮説による最低生活水準の測定」『藤林教授還暦記念論文集』、昭和 40 年、ダイヤモンド社。

籠山京『緊急家計調査（都市）とエンゲル線の変曲』『大河内教授還暦記念論文集』第 1 集、昭和 41 年、有斐閣。